

PCB特別措置法に基づく各届出書の記入要領

【低濃度PCB廃棄物用 抜粋版】

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「法」という。）においては、第8条第1項（法第15条及び第19条において準用する場合を含む。）に基づくポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物等の保管及び処分状況等届出書等の届出を行う必要があります。こうした届出等を行うに際しては、届出様式の「備考」の他、以下の記入要領及び様式記入例をよくお読み頂いた上で、これらに従って記入していただくようお願いいたします。

記入が適切でない場合は、修正をしていただくことがありますので、御留意願います。

注）令和7年2月28日 低濃度PCB廃棄物の記載方法を明確化しましたので必要な情報を可能な範囲で具体的に記入をお願いいたします。

1. 各届出書等の実施時期等について

届出等の実施者及び実施時期を届出等の種類ごとに整理しました。以下の内容に留意の上、実施して下さい。

届出等の種類	届出等の実施者	実施時期
様式第1号（一）	PCB廃棄物の保管事業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の4～6月
様式第1号（二）	PCB廃棄物の処分業者	前年度の保管等の状況について、その次年度の4～6月
様式第2号	PCB廃棄物の保管事業者又はPCB廃棄物の処分業者	保管の場所又は所在の場所を変更した日から10日以内
様式第3号	PCB廃棄物の保管事業者	保管の場所を変更する場合
様式第4号	PCB廃棄物の保管事業者	全てのPCB廃棄物の処分が完了した日から20日以内
様式第7号	PCB廃棄物の保管事業者 （地位の承継を受けた者）	承継があった日から30日以内
様式第8号	PCB廃棄物の保管事業者 （譲受者）	譲り受けた日から30日以内

2. 各届出書等の共通の記入事項について

法に基づく各届出書等に共通の記入事項について、備考に記入のほか、下記のとおり整理しましたので、届出書等の記入にあたっては参照下さい。

なお、前年度に保管等に係る届出をした場合であって、当該届出に係るPCB廃棄物にPCBが含有していないことが判明した場合や、紛失した場合等には、従前どおり速やかに都道府県市に届け出て下さい。また、PCB廃棄物の保管事業者が規則*第20条第1項第5号に基づき「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について参考となるべき事項」として任意で記入いただく低濃度PCB使用製品の所有状況の届出についても変更はありません。

※ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成13年環境省令第23号）を規則という（以下同じ）。

（1）「保管の場所」及び「所在の場所」

- ・ 保管の場所及び所在の場所の住所が、それぞれ保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる場合は、それぞれその住所を記入して下さい。同じ住所である場合は、その旨を記入して下さい。
- ・ 保管事業場の所在地及び所在事業場の所在地の住所と異なる保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して、「保管の場所」、「所在の場所」及び「参考事項」の欄にそれぞれ記入して下さい。

（2）「番号」

- ・ 1つの行に対し、それぞれ先頭に「前年度の元号数ー」を加えた整理番号（平成28年度の状況を届け出る場合の例：28ー001）を付して下さい。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入して下さい。
- ・ 1台ずつ数えることができる変圧器・コンデンサー等の電気機器については、原則として1台（1個）ごとに1つの行を使用し、整理番号を記入することとしますが、3kg未満の小型のコンデンサー等が1つの容器に多量に保管されている場合には、容器ごとに整理番号を記入することも可能です。また、同一の廃棄物の種類で、廃棄物の型式等が同一のものについても、まとめて1つの行に記入することが可能です。

（3）「廃棄物の種類」及び「製品の種類」

- ・ 「廃棄物の種類」には、以下の中から該当する種類を選択して記入して下さい。該当する種類がない場合には、「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入して下さい。（例：「その他（防護具）」、「その他（油採取器具）」等）

※⑩～⑭については、低濃度に該当しない機器のため空き番号とする。

<種類>

- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 変圧器 (トランス) | ⑱ コンデンサー油 |
| ② 柱上変圧器 (柱上トランス) | ⑳ 熱媒体油 |
| ③ 計器用変成器 | ㉑ その他PCBを含む油 |
| ④ リアクトル | ㉒ 感圧複写紙 |
| ⑤ 放電コイル | ㉓ ウェス |
| ⑥ 整流器 | ㉔ 汚泥 |
| ⑦ コンデンサー (3kg以上) | ㉕ 塗膜 |
| ⑧ コンデンサー (3kg未満) | ㉖ その他 |
| ⑨ サージアブソーバー (避雷器) | ㉗ 電圧調整器 |
| ⑮ その他電気機械器具 | ㉘ 開閉器 |
| ⑯ 0Fケーブル | ㉙ 遮断器 |
| ⑰ 変圧器油 (トランス油) | ⑳ 中性点抵抗器 |
| ⑱ 柱上変圧器油 (柱上トランス油) | |

(4) 「廃棄物の型式等」

- ・電気機器の場合は、機器の銘板を確認し、「定格容量」「製造者名」「型式」「製造年月」「表示記号等」を記入して下さい。
- ・「定格容量」は、数値を単位と合わせて記入して下さい。単位には「kVA」「kV」「VA」「var」「 μ F」があります。
- ・「製造者名」には、以下の中から該当する製造者名を記入して下さい。該当する製造者名がない場合には、「その他」と記入して下さい。また、「海外製」「その他」と記入した場合には、「海外製()」「その他()」として、()内に具体的な製造者名を記入して下さい。製造者名が不明の場合は、「不明」と記入して下さい。

<変圧器・コンデンサーの製造者名>

- | | |
|--------------------------|---|
| ① (株)愛知電機工作所 (現:愛知電機(株)) | ⑩ 東光電気(株) (現:(株)東光高岳) |
| ② 富士電機製造(株) (現:富士電機(株)) | ⑪ 中国電機製造(株) |
| ③ (株)日立製作所 | ⑫ マルコン電子(株) (現:日本ケミコン(株)) |
| ④ 北陸電機製造(株) | ⑬ 二井蓄電器(株) (現:日本ケミコン(株)) |
| ⑤ (株)明電舎 | ⑭ 東京電器(株) (現:日本ケミコン(株)) |
| ⑥ 三菱電機(株) | ⑮ 松下電器産業(株) (現:パナソニックインダストリー(株)、パナソニック スイッチギアシステムズ) |
| ⑦ 日新電機(株) | |
| ⑧ 大阪変圧器(株) (現:(株)ダイヘン) | |
| ⑨ (株)高岳製作所 (現:(株)東光高岳) | |

- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (株)) | ②⑦ 北芝電機(株) |
| ①⑥ 日本コンデンサ工業(株) (現：ニチコン(株)) | ②⑧ (株)キューヘン |
| ①⑦ (株)関西二井製作所 (現：ニチコン(株)) | ②⑨ 四国変圧器(株) (現：四変テック(株)) |
| ①⑧ (株)指月電機製作所 | ③⑩ (株)弾電機製作所 (廃業) |
| ①⑨ (株)帝国コンデンサー製作所 (廃業) | ③① (株)中立電機製作所 (現：(株)中立電機) |
| ②⑩ 古河電気工業(株) | ③② 東永電気工業(株) (現：トーエイ工業(株)) |
| ②① 東京芝浦電気(株) (現：東芝インフラシステムズ(株)) | ③③ 東北電機製造(株) |
| ②② 日立コンデンサ(株) (現：エアアイシーテック(株)) | ③④ (株)トーヘン、東京変圧器(株) (現：東光器材(株)) |
| ②③ (株)西島電機製作所 | ③⑤ (株)戸上電機製作所 |
| ②④ 海外製 | ③⑥ 日立産機システム(株) |
| ②⑤ その他 | ③⑦ (株)フジケン (現：(株)テックプレシジョン) |
| ②⑥ 大垣電機(株) | |

- ・「型式」には、銘板に記載されている型式記号を記入して下さい。
- ・「製造年月」には、銘板に記載されている製造年月を記入して下さい。
- ・「表示記号等」では、銘板に油量の記載がある場合は単位を付けて記入して下さい (例：160ℓ)。
- ・電気機器でない場合、「廃棄物の型式等」の記入は不要ですので、空欄として下さい。

(5) 「量」

- ・「台数又は容器の数」の欄には、1台ずつ数えることができる電気機器については台数(個数)を、その他のものについては保管している容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入して下さい。電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管している容器の数(缶数等)を単位とともに記入して下さい。
- ・低濃度PCB廃棄物の無害化処理では、台数や容器の数だけでなく、その大きさや重量の情報も必要となります。そのため、台数や容器の数に加えて概算でもよいので可能な限り「総重量」も記入して下さい。
- ・「総重量」の欄には、1台ずつ数えることができる電気機器については、1台あたりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記入して下さい。1台あたりの重量ではなく、全体としての総重量ですので、間違いのないよう、十分確認の上、記入して下さい。また、その他のもの(小型の電気機器であって容器にまとめて保管しているもの等)の場合は、容器込みでの重量を記入して下さい。

- ・重量はkg単位で記入して下さい。重量が不明である場合であっても、推定値を記入して下さい。

(6) 「区分」

- ・「濃度区分」は、「低濃度」を選択して記入して下さい。
- ・「低濃度」とは高濃度PCB廃棄物以外のPCB廃棄物の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）第2項第1号イ、同項第2号イ及び同項第3号イに該当する廃棄物も、従前どおり含まれます。なお、橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性のPCB汚染物については、PCB濃度が0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下が低濃度となります。
- ・PCB濃度を測定済みの場合はその測定値を参考事項欄に記入して下さい。記入するPCB濃度の単位は、廃油や各種汚染物のPCB濃度を測定した場合は「mg/kg」、拭き取り試験で測定した場合は「 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$ 」、部材採取試験で測定した場合は「mg/kg（部材採取）」、廃酸・廃アルカリに含まれるPCB濃度を測定した場合は「mg/l」として下さい。また、測定した分析機関名は可能な範囲で参考事項欄に記入して下さい。
- ・製造年、メーカー名、型式名等から低濃度PCBに該当する可能性があつてPCB濃度が未測定の場合も濃度区分は「低濃度」を選択し、参考事項欄に「濃度不明」と記入して下さい。なお、PCB濃度の測定を予定している場合はその予定年月も併せて記入して下さい。また、濃度未測定的小型コンデンサー等を低濃度PCB廃棄物とみなして処分する場合も濃度区分は「低濃度」を選択し、参考事項欄に「みなし低濃度」と記入して下さい。
- ・当年度にPCB濃度が不明のものを次年度に測定を行い、結果が基準以下であることが判明したものについては、次年度の届出書の「①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物」に当年度に届出を行った廃棄物を転記して参考事項欄に「基準以下」と記入して届け出て下さい。

(7) 「保管の状況」

- ・「容器の性状」には、低濃度PCB廃棄物を保管している容器について、以下の中から該当するものを選択して記入して下さい。該当するものがない場合には、「その他」を選択し、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入して下さい。なお、変圧器（トランス）やコンデンサーなどをそのまま保管している場合は、「なし」を選択して下さい。
- ・容器の容量や寸法についても「容器の性状」に容器の種類に続けて記入するか又は参考事項欄に具体的に記載して下さい（例：「ドラム缶(200l)」、「250×300×400mm」）
- ・新たに低濃度PCB廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出た低濃度PCB廃棄物の保管の状況に変更があつた場合には、保管している低濃度PCB廃棄物の保管状

況の分かる写真を本届出に添付して下さい。

<容器>

- | | |
|------------|------------|
| ① なし | ⑦ 段ボール箱 |
| ② 金属製箱 | ⑧ コンクリート容器 |
| ③ ドラム缶 | ⑨ 屋外タンク |
| ④ ペール缶 | ⑩ 屋内タンク |
| ⑤ 一斗缶 | ⑪ その他 |
| ⑥ プラスチック容器 | |

(8) 「処分業者との調整状況」

- ・「処分業者との調整状況」には、届出様式第一号（一）の備考16では「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。」とされていますが、低濃度PCB廃棄物を無害化処理業者等に委託して処理する場合は委託契約の締結状況等を可能な範囲で記入して下さい。（例：「契約済み」、「未定」、「調整中」）

3. 各届出書等の留意事項について

各届出書の記入方法等について、下記の点について御留意下さい。

- ・新たに低濃度PCB廃棄物を保管することとなり、当該年度中に全ての処分を終えた場合の手続は、別紙の通りとなります。
- ・様式第1号について、前年度中に低濃度PCB廃棄物を保管していたことが新たに判明した場合は、1. 「①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物」に必要事項を記入して下さい。
- ・様式第2号の③及び様式第3号の③に記載されている「変更前の事業場における番号」は、「番号（既に届け出たPCB廃棄物又は低濃度PCB使用製品に付されている番号）」と同義であるため、空欄で構いません。

想定される事例		当該年度の届出	次年度の届出
I. 新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管することとなり、当該年度中に全ての処分を終えた場合 ※当該年度中に保管量全てが増加又は減少した事業場を想定。			
①新たに保管が判明した場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	法第15条において読み替えて準用する第8条第1項の届出及び法第15条において読み替えて準用する第10条第2項の届出を実施	様式第一号(一)1.④に記入
②保管場所の変更の場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	規則第21条による届出を行い、法第15条において読み替えて準用する第10条第2項の届出を実施	様式第一号(一)1.②及び④に記入
	当該年度中に保管量が減少した事業場	規則第21条による届出を実施	様式第一号(一)1.③に記入
③ポリ塩化ビフェニル使用製品が廃棄物になった場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	法第15条において読み替えて準用する第10条第2項の届出を実施	様式第一号(一)1.②及び④に記入
④ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲受け・譲渡しの場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	規則第26条第2項の届出を行い、法第10条第2項の届出を実施	様式第一号(一)1.②及び④に記入
	当該年度中に保管量が減少した事業場	—	様式第一号(一)1.③に記入
⑤法人の分割等により地位が承継した場合	当該年度中に保管量が増加した事業場	法第16条第2項の届出を行い、法第10条第2項の届出を実施	様式第一号(一)1.②及び④に記入
	当該年度中に保管量が減少した事業場	—	様式第一号(一)1.③に記入